

橋本市認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

1. 認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症の人が日常生活における偶発の事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償するというものです。

2. 保険の対象となる方

以下のすべてに該当する方が保険対象です。(申請後、市で確認します)

- ご本人が40歳以上で、橋本市に住民票がある方
- 「橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク」の登録者
- 在宅生活をされている方
- 日常生活に支障をきたすような認知症等が一定見られ(※)、自身が外出可能な方

(※)介護保険における主治医意見書等で認知症の診断を確認できる方又は当該意見書における認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡa以上の方。

3. 補償対象

【損害賠償責任保険】被害者に法律上の損害補償をしなけらなくなつたとき
補償金額 1事故あたり、最大1億円

【補償期間】 令和7年3月1日まで(毎年更新)
※変更が生じた場合は、変更(廃止)届を提出してください。
<例:施設入所・転居・転出・死亡など>

自己負担
なし!



誤って線路に入り
電車を止めてしまった



自転車で行人
にケガをさせた



買い物中に
商品を壊した

※橋本市が保険契約者となり、保険料全額を負担するため、対象者やご家族の自己負担はありません。

4. 連絡・問い合わせ先

橋本市 健康福祉部 いきいき健康課 地域包括支援係

(所在地)橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター内

(電話番号)0736-32-1957 (メール)ikiiki@city.hashimoto.lg.jp